

陳情第2号

陳 情 人 宇都宮市西川田町1 1 9 3－7
ハラスメントから職員を守る
栃木県民の会
代表 兼 子 孫 芳

政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める
陳情

1 陳情の要旨

- (1) 庁舎内において物品販売や勧誘等の行為をする場合は、庁舎管理規則により、あらかじめ施設管理者の許可を得る必要があり、政党機関紙の勧誘行為についても同様に許可が必要であることを、明確に確認をお願いします。これまで許可を得ずとも勧誘行為が見過ごされてきた可能性があれば、今年から改めてください。
- (2) 今後、庁舎管理規則に違反して、庁舎内で議員から職員に政党機関紙の勧誘行為を行った事例が発見された際は、全庁的な実態把握のため、政党機関紙の勧誘行為に関する職員アンケートを実施するなど、再発防止に努めてください。
- (3) 「政党機関紙の勧誘行為」について、仮に議員からの許可の申請があり、行政が同勧誘行為の許可不許可の判断をする際は、特定の政治的判断に加担する恐れがあるかどうかの判断とあわせ、政党機関紙の勧誘行為に伴う心理的圧力の有無に関しても、職員アンケートを通して収集し、判断材料としてください。

2 陳情の理由

全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが問題となっていて、その是正のために、地方議会81か所以上で、また、栃木県内では宇都宮市、壬生町、鹿沼市で、庁舎内における勧誘・配達・集金の実態調査及び自粛を求める陳情が採択され、大幅に改善されました。

私どもは「政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める栃木県民の会」として自粛を求めていましたが、佐野市議会においては、陳情は採択されませんでしたので、政党機関紙のアンケート調査が行われていません。それゆえ「議員から職員へのハラスメント防止」の具体策には至っていないのが現状かと思われます。

ハラスメント防止の重要性は言うまでもありません。そこに反対する党・会派及び議員はいらっしゃらないと思います。そこで私どもも、会の名称を「ハラスメントから職員を守る栃木県民の会」として改め、ハラスメント問題の解決に取り組むことにしました。

さて、「庁舎内の勧誘行為に伴い、職員が心理的圧力を感じているかどうか」実態調査を実施した事例が30以上にのぼります。調査結果によると、勧誘された際に「購読しなければならないという圧力を感じた」と答えた職員の割合が、おしなべて3割以上（3人に1人以上）となっています。また、職員の自由記述を求めた自治体のアンケート結果もぜひご確認ください。陳情審議や職員アンケートの具体的な実施がなければ、このような職員の声が行政や議員に届くことはありませんでした。実態調査をしていない自治体では、その多くで「行政としては、職員から具体的な相談がないので、対処しない」として、機関紙購読圧力に伴う職員の苦痛は「なかったこと」にされ続けるのです。

壬生町では、陳情採択後、管理職9割以上が「慣習として仕方なく」購読していた実態がわかり、庁舎内購読者は全員一旦やめた形をとり（購読者0に）、自分の意志で購読したい人だけ、改めて自主的に申し込むこととし、実効性の高いハラスメント防止策としました。

鹿沼市では、2024年12月議会で陳情が採択され、最近全職員1,173人を対象に調査した結果を当会に回答して頂きましたが、政党機関紙の勧誘を受けた者の117人中ほとんどが管理職で、その政党機関紙は、98%が共産党広報紙（しんぶん赤旗）でした。

時期は昇進時等が96%、そのうち心理的な圧力を感じた職員は49人（43%）いて、「購読をやめたいと思う」及び「やめた」職員は合わせて82人（85%）を占めました。

この結果を基に、勧誘を行っている議員に対しては「許可制度の厳しい

通告と、現行職員との契約をすべて解約の上、希望する職員には再契約を求めるようにする所存です」としました。

象徴的なのが宇都宮市の事例です。宇都宮市議会議員は「政党機関紙の勧誘・配達・集金の中で、勧誘行為は一切やっていない」と強く主張していましたが、市が管理職以上の職員 228 人にアンケートを実施してみると、勧誘された職員が 110 人で、勧誘時に心理的圧力を感じた職員が 50%（55 人）にのぼったことを受け、議会で正式に謝罪しました。ここでいう心理的圧力は、より具体的には、「(断ると) 今後の業務に支障がでるかもしれないと感じた」ことを指します（職員回答の 86.8%）。市議会としても、市議による機関紙勧誘に事実上のパワハラが伴っていた実態を重く受けとめ、同市議の謝罪文概要（以下の文言）を市議会広報（令和 6 年 10 月発行）に掲載し、市民に説明責任を果たしました。

「政党機関紙の勧誘行為によって、心理的不安を感じられた職員の皆様にはこころよりお詫び申し上げます。宇都宮市庁舎管理規則のルールに従い、趣旨を踏まえ正確に対応していく。議員としての慎重さに欠けていた点について反省し、今後、さらなる議員倫理を自覚し、議会の品位を汚すことの無いよう努めていく。」

上記謝罪は、庁舎管理規則に反して「無許可で勧誘をしていた事実」も反省し、改めるとしています。市役所・町役場では通常、営業行為・勧誘行為を行う際は、許可申請が必要ですが、同市議は許可を得ることなく政党機関紙勧誘を行っていたことが発覚したのです。

厚生労働省が示すパワーハラスメントの定義は「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」とあります。庁舎内のパワーハラスメントは業務への支障につながり、ひいては住民サービスが低下し、住民のみならず社会からの信用及び信頼を失うことになります。そして議員と職員の関係性を不健全にすることは言うまでもありません。

2020 年 6 月に労働施策総合推進法（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律）が改正され、地方公務員が保護の対象となりました。職員から相談がないからといって問

題を放置するのではなく、仮に今すぐ調査する意思がないのであれば、「1 陳情の要旨」の3項目について、庁舎内管理規定の遵守とパワハラから職員を守るという観点で強く要望します。